

# 安倍政権の戦争法、社会保障解体路線と対抗

## 総がかり行動に取り組みます

私たちはこの秋、「友の会」のみなさんと一緒に、居場所づくりや健康づくり、憲法や平和を守る取り組み、自治体への働きかけなどを通じて、地域の中でいちど人権を守る総がかりの運動を推進していきます。

### 「友の会」とともに大きな運動に

7月10日投票の参議院選挙では、戦争法廃止・立憲主義回復を柱とする市民が野党との共闘をうながし、11の1人区で野党統一候補が勝利、自公政権の「大勝」をくい止め、改憲を阻む原動力をつくり出しました。職員も「友の会」のみなさんと協力して、戦争法廃止を求める統一署名に取り組みました。

しかし、安倍政権は選挙後に、「自民党改憲草案はすでに示してある」と露骨に改憲を公言し、原発再稼働、沖縄新基地建設の強行、社会保障の大改悪など強権政治を一層強めています。また貧困と格差の拡大も深刻です。非正規雇用は雇用労働者の約4割を占め、働いても年収200万円に満たない「ワーキングプア」が100万人を突破しました。子ども

## 憲法・いのち・社会保障まもる 10・20国民集会

2016年10月20日(木) 13:00~

日比谷野外音楽堂 **タイムテーブル**  
集会 13:00~14:20  
パレード 14:30~

### スローガン

- ①国の責任で、いのちと人権が大切にされる社会保障の拡充を
- ②患者・利用者の負担増ストップ!
- ③ストップ戦争法、平和なくして医療・介護・福祉なし
- ④医療・介護・福祉の充実で、安心して住み続けられる地域を
- ⑤医師、看護師、介護職員、保育士などの大幅増員・処遇改善を



## 自治体との懇談日程

### 高石市

- 10月3日(月) 高石市役所 午後2時~

### 堺市

- 10月12日(水) 西区役所 午後3時30分~5時
- 10月13日(木) 南区役所 午後3時30分~5時30分
- 10月17日(月) 中区役所 午後3時30分~5時30分
- 10月18日(火) 東区役所 午後3時30分~5時30分  
(区役所2階 201・201号室)
- 10月21日(金) 北区役所 午後2時~3時30分
- 10月25日(火) 美原区役所 午後3時30分~5時30分
- 10月27日(木) 堺区役所 午後3時30分~5時30分

お問合せ：072-244-8061 (同仁会本部 組織部)

や高齢者の貧困も深刻化し、生活保護水準以下で暮らす高齢者は5

年間160万人も増えています。同仁会は「健康友の会みみはら」といっしょに、10月から11月にかけて「共同組織拡大強化月間」に取り組みます。この取り組みと合わせて、社会保障や平和、憲法を守る取り組みにも全力をあげたいと考えています。署名や取り組みへの協力をよろしくお願ひします。

## 家族の命を救う力、あなたも身につけませんか?

一般の方を対象とした、人工呼吸法と胸骨圧迫法、AED使用法の講習会

## 小児の心肺蘇生法講習会

※小児：1歳~8歳のお子さん

日時：11月5日(土)

14:00開始 16:00終了予定

会場：耳原総合病院 2階みみはらホールB

参加費：無料

- ・軽装(ズボン)でご参加下さい
- ・必ず電話にて事前申し込み、登録をお願いします

申込締切日：10月28日(金) 午前中

(※定員の10名になりしだい締切りとなります)

### ■お申込み、お問い合わせは

耳原総合病院  
(電話072-241-0501)  
医局事務課 織原 川畑まで

※保育あります(若干名、要相談)



## シリーズ 現場からの視点

その19

Aさんは50歳代の一人暮らしの男性。中学卒業後、鉄鋼関係に就職するが長続きせず、廃品回収で生をつないでいました。昨年の春、下血があり受診したところ、腸閉塞寸前の大腸がんが見つかり、緊急手術を受けました。退院後体調が戻らず、日に一食程度の食事で過ごしてしました。ある日、昼寝から目が覚めると体が動かかないので、這って窓際に行きガラスを割って助けを呼び、救急搬送されました。

## 脳梗塞再発の不安ありでも…

### 熱中症調査からみえてきた課題

らも残らず、この暑い夏も、空調は扇風機のみ。クーラーを買いお金はありません。熱中症予防調査時の室温は30・5度。窓からの風も熱風で、じっとり汗をかいておられます。体調を崩さないか、脳梗塞を再発しないかとても心配です。

この方は、脳に障害もあり、衣服の調節や、必要な時に水分をとるといふ行動もとりにくい方なので、なおのこと援助が必要なのです。退院後2週間、医療保険での訪問看護を行った後、制度の規制により日数が制限されているため医療系サービスは後髪を引かれながら、中止となりました。

この方の、介護度は要支援1のため、生活を支えるヘルパーに週1~2回来てもらうと、医療面を支える訪問看護や、リハビリの枠まではまかなえないからです。

手持ちのお金は数千円。入院を機に、生活保護を受給することになりました。保護費は、家賃と食費を払うとく



ヘルパーの派遣も十分ではなく、利用者さんの「しっかりと歩けるようになりたい」という医療面での願いにも応えられない、今の制度に憤りを覚えます。また2018年4月からはさらに制限される可能性がります。この現状は、現場にいる者、訪問してこそ知り得る状況です。対市交渉などで訴えていきたいと思ひます。

(訪問看護ステーション)